

## 第四三回

### 参第一八号

公職選挙法等の一部を改正する法律（案）

（公職選挙法の一部改正）

第一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第三百三十八条 （戸別訪問）

第三百三十八条の二 （署名運動の禁止） 」

を「 第三百三十八条及び第三百三十八条の二 削除」に、

「 第六百六十四条の二 （個人演説会の制限）

第六百六十四条の三 （他の演説会の禁止） 」

を「 第六百六十四条の二及び第六百六十四条の三 削除」に、「 第九百九十八条 削除」を

「 第九百九十八条 （会社等の寄附の禁止）」に、

「 第九百九十九条の三 （公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止）

第九百九十九条の四 （公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止） 」

を「 第九百九十九条の三及び第九百九十九条の四 削除」に、「 第二百三十九条 （事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）」を「 第二百三十九条 （事前運動、教育者の地位利用等の制限違反）」に、「 第二百四十七条 （選挙費用の法定額違反）」を

「 第二百四十七条 （選挙費用の法定額違反）

第二百四十七条の二 （会社等の寄附の制限違反） 」

に、

「 第二百四十九条の三 （公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）

第二百四十九条の四 （公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反） 」

を「 第二百四十九条の三及び第二百四十九条の四 削除」に改める。

第三百三十八条及び第三百三十八条の二を次のように改める。

第三百三十八条及び第三百三十八条の二 削除

第四百十条の二を次のように改める。

（連呼行為の禁止）

第四百十条の二 何人も、次の各号に規定する場合のほかは、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。

一 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項（（指定都市））の市の長の選挙にあつては、演説会場（街頭演説以外の演説の場所を含む。）においてする場合及びその他の場所において午前六時から午後九時までの間にする場合

二 前号の選挙以外の選挙にあつては、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合

第四百四十一条の三本文中「何人も、」の下に「地方公共団体の議会の議員及び長（都

道府県知事及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項（（指定都市））の市の長を除く。）の選挙につき、」を加える。

第百四十二条第一項各号列記以外の部分中「文書図画は、」の下に「自筆の信書及び」を加え、同条第三項を削る。

第百六十四条の二及び第百六十四条の三を次のように改める。

第百六十四条の二及び第百六十四条の三 削除

第百六十五条後段及び第百六十五条の二後段中「選挙運動のために」の下に「連呼行為又は」を加える。

第百七十八条第一号を次のように改める。

一 削除

第百九十八条を次のように改める。

（会社等の寄附の禁止）

第百九十八条 会社その他の法人又は団体は、選挙に関し、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体又はその支部が、政党その他の政治団体若しくはその支部又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定の適用については、政党その他の政治団体若しくはその支部又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対してする通常一般の社交の程度をこえる寄附は、選挙に関しする寄附とみなす。

第百九十九条第一項中「当事者である者」の下に「（会社その他の法人又は団体を除く。）」を加え、同条第二項から第四項までを削る。

第百九十九条の三及び第百九十九条の四を次のように改める。

第百九十九条の三及び第百九十九条の四 削除

第百九十九条の五第一項を削り、同条第二項中「何人も、後援団体」を「何人（会社その他の法人又は団体を除く。）も、後援団体（政党その他の政治団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるものをいう。以下同じ。）」に、「第四項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間」を「当該選挙に関し」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第四項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間」を「当該選挙に関し」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を次のように改める。

3 前項の規定の適用については、当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に係る後援団体に対してする通常一般の社交の程度をこえる寄附は、当該選挙に関しする寄附とみなす。

第二百条第一項中「第百九十九条（（特定の寄附の禁止））に規定する者」の下に

「及び会社その他の法人又は団体」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）が、政党その他の政治団体又はその支部に対して寄附を勧誘し、又は要求する場合は、この限りでない。

第二百条第二項中「第百九十九条に規定する者」の下に「、会社その他の法人又は団体」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）が、政党その他の政治団体又はその支部から寄附を受ける場合は、この限りでない。

第二百一条の十第一項後段中「第百六十四条の三（（他の演説会の禁止））及び」を削る。

第二百十一条第三項中「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「、第三号若しくは第四号」を削る。

第二百三十九条の見出しを「（事前運動、教育者の地位利用等の制限違反）」に改め、同条第三号及び第四号を削る。

第二百四十三条第一号の二及び第二号の三を削り、同条第八号の二及び第八号の三を次のように改める。

八の二及び八の三 削除

第二百四十三条第九号中「又は演説」を「、演説をし、又は連呼行為」に改める。

第二百四十四条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第百四十条の二（（連呼行為の禁止））の規定に違反して連呼行為をした者

第二百四十四条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第百四十一条の三（（車上の選挙運動の禁止））の規定に違反して選挙運動をした者

第二百四十四条第五号の二を次のように改める。

五の二 削除

第二百四十七条の次に次の一条を加える。

（会社等の寄附の制限違反）

第二百四十七条の二 会社その他の法人又は団体が第百九十八条（（会社等の寄附の禁止））の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人又は団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。

第二百四十八条第一項中「第百九十九（（特定の寄附の禁止））第一項に規定する者（会社その他の法人を除く。）が同項」を「第百九十九条（（特定の寄附の禁止））に規定する者が同条」に改め、同条第二項を削る。

第二百四十九条の三及び第二百四十九条の四を次のように改める。

## 第二百四十九条の三及び第二百四十九条の四 削除

第二百四十九条の五第一項を削り、同条第二項中「第二項」を「第一項」に改め、「（会社その他の法人又は団体を除く。）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百五十条第一項中「第三百四十七条（（選挙費用の法定額違反））、」の下に「第二百四十七条の二（（会社等の寄附の制限違反））、」を加え、同条第二項中「第二百四十七条、」の下に「第二百四十七条の二、」を加える。

第二百五十一条中「第九号まで、」の下に「第二百四十七条の二（（会社等の寄附の制限違反））、」を加え、「、第二百四十九条の三（（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反））、第二百四十九条の四（（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反））、第二百四十九条の五（（後援団体に関する寄附等の制限違反））第一項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第二百五十一条の三各号列記以外の部分中「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「、第三号若しくは第四号」を削る。

第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条前段中「第九号まで、」の下に「第二百四十七条の二（（会社等の寄附の制限違反））、」を加え、「、第二百四十九条の三（（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反））、第二百四十九条の四（（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反））、第二百四十九条の五（（後援団体に関する寄附等の制限違反））第一項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「、第三号若しくは第四号」を削る。

第二百六十三条第十号の二を次のように改める。

### 十の二 削除

第二百六十四条第二項中「、第十号の二」を削る。

（政治資金規正法の一部改正）

第二条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「公職選挙法第九十九条に規定する者」の下に「、会社その他の法人又は団体（政党その他の政治団体又はその支部を除く。）」を加える。

第五章中第二十二条の次に次の一条を加える。

第二十二条の二 政党、協会その他の団体又はその支部は、政治活動に関し、会社その他の法人又は団体（政党、協会その他の団体又はその支部を除く。）から寄附を受けてはならない。

第二十六条中「第二十二条」の下に「又は第二十二条の二」を加える。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。  
(選挙期日が公示されている選挙等に関する経過措置)
- 2 この法律の施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙については、なお従前の例による。  
(罰則に関する経過措置)
- 3 この法律施行前にした行為及び前項の規定により従前の例により行なわれる選挙に関してした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(所得税法の一部改正)
- 4 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。  
第六条第十四号中「法人」を「法人である政党その他の政治団体又はその支部」に改める。  
(漁業法の一部改正)
- 5 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。  
第九十四条第一項前段中「、第百三十八条」を削る。  
(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)
- 6 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。  
第三条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第八号の二を第八号とする。  
第九条の二を削る。  
(農業委員会等に関する法律の一部改正)
- 7 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。  
第十一条前段中「、第百三十八条(戸別訪問)」を削る。

## 理 由

現行の選挙運動に関する規定が複雑多岐にわたり、選挙人の理解に苦しむところが多く、かつ、これら規定が言論の自由を抑制することもあることにかんがみ、戸別訪問、文書図画の頒布及び個人演説会等に関する制限規定を緩和し、他面会社団体等による寄附が選挙の腐敗に結びつく点にかんがみ、会社団体等による寄附の制限規定を強化し、もつて、選挙人の選挙に関する関心をたかめ、公明選挙の実現を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。